

今月は **年収の壁・支援強化パッケージ**について

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
- ・賃上げによる基本給の増額
- ・所定労働時間の延長

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、
壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

- ①手当等支給メニュー ②労働時間延長メニュー ③併用メニュー

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、
本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

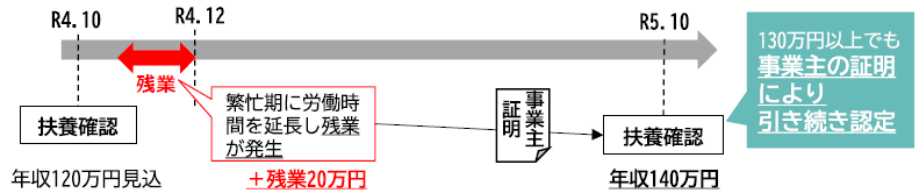
- ※社会保険適用促進手当の対象は、新たに社会保険適用で標準報酬10.4万円以下。
(同一事業所内で公平性を考慮する場合は既適用者も対象になる場合あり)
- ※現在のところ最大2年間

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとして
でも、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

<事務所より>

先日、県行政書士会郡山支部で「BCP（事業継続計画）について」研修がありました。災害時の対応はもちろんですが、何か起きたときに、どういった手順を踏んで行動するかをあらかじめ計画し、演習をすることが大切で、企業の価値にも影響するとのことでした。

11月の年金相談日は「2、9、16、21、28、30日」です。
ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いたします。



えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com